

2部:よくある質問(FAQ)

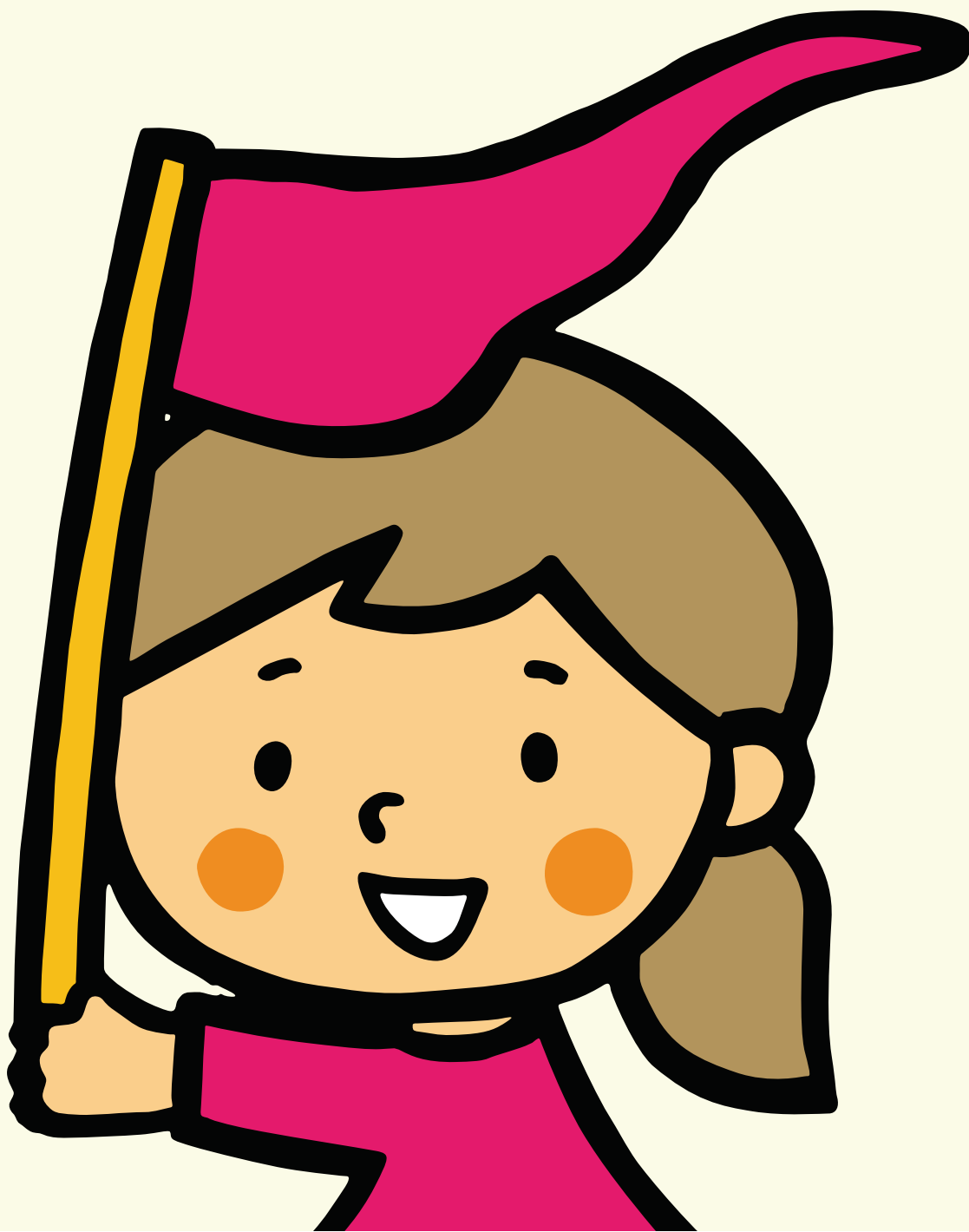
子ども・子育て支援新制度について、
皆さまからよく寄せられる質問とその回答を紹介します。

その他のFAQや回答にある法令・通知等は、子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。



FAQ:<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/index.html>

法令・通知等:<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>



幼稚園 に関すること

Q1 利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。

Q2 子ども・子育て支援新制度への移行は、いつでも選択できるのでしょうか。

P.32

Q3 いったん施設型給付を受ける施設として確認を受けた幼稚園が、その後、確認を辞退することはできますか。

Q4 応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースがあるのでしょうか。

Q5 幼稚園や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼稚園の廃止の認可を受けることが必要でしょうか。

P.33

Q6 幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのですか。人口減少地域でも移行できるのでしょうか。

Q7 幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。

P.34

Q8 幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。

P.35

Q9 新制度に移行した私立幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。

Q10 幼稚園での3歳未満児の受け入れについてはどのような扱いとなりますか。

Q11 施設型給付を受ける私立幼稚園に対する国の私学助成の取扱いはどうなるのでしょうか。

P.36

Q12 新制度に入って施設型給付を受ける場合であっても、これまでどおりの建学の精神に基づく特色ある幼児教育を行うことはできますか。教育内容に制約を受けることはありますか。

Q13 各私立幼稚園において、学校教育法体系に基づき学則(園則)を定めていますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条の運営規程も別途整備しなければならないのでしょうか。

P.37

Q14 定員弾力化措置のルールがある保育所と異なり、私立幼稚園の中には、認可定員を大幅に超えた受け入れを行っている施設がありますが、私立幼稚園の定員超過についても、保育所と同様に取り扱いされるのですか。

保育所 に関すること

Q15 保育短時間認定の子どもの受け入れについて、保護者の個々の就労実態に対応して8時間受け入れることが必要でしょうか。それとも、保育短時間児の保育時間を園として一律に設定してよいのでしょうか。また、延長保育との関係はどうなるのでしょうか。

Q16 保育短時間認定の子どもの保育時間については、施設で定めることとされていますが、その設定の仕方として、子どもの生活リズムや経験活動の保障、保護者の多様な就労時間への対応などの観点から、短時間認定に係る保育時間の中に6~7時間程度の基幹となる時間を設け、その前後1~2時間を個別に対応する形で設定することは可能でしょうか。

Q17 ①例えば1日8時間・1か月14日勤務の場合のように、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となりますが、勤務日によっては8時間を超過して施設を利用せざるを得ない場合、延長保育料が発生することになるのでしょうか。保育標準時間認定を受けることは可能でしょうか。

②また、例えば1日の就労時間は5時間ですが勤務時間帯が午後1時から6時までのため、保育の利用時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯(例えば午前9時~午後5時)を超過して施設を利用せざるを得ない場合はどうでしょうか。

③この他、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を必要とする時間帯がまちまちな場合はどうでしょうか。

Q18 保育所や認定こども園に対する施設整備費補助はどうなるのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどうなるのでしょうか。

Q19 幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。

Q20 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも1号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。

Q21 保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とする子どもについても直接契約となるのですか。

認定こども園 に関すること

Q22 幼稚園型認定こども園については、2号認定を設定することは必要ですか。

Q23 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。

Q24 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。

Q25 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能ですか。

Q26 認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。

Q27 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。

Q28 認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。

P.41

P.42

小規模保育 に関すること

Q29 小規模保育事業においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、弁当持参や外部搬入は一切認められないのですか。

Q30 小規模保育事業においては、連携施設を設けることが必要であると聞きましたが、連携施設の役割はどのようなものなのでしょうか。

Q31 連携施設は1か所にする必要がありますか。複数の施設を連携施設として設定することは可能ですか。また、連携施設側が、複数の小規模保育事業の連携施設となることは可能ですか。

Q32 小規模保育事業や家庭的保育事業において、連携施設を設定できない場合でも認可を受けることはできますか。

Q33 小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

P.43

P.44

家庭的保育 に関すること

Q34 家庭的保育を行う保育者や家庭的保育補助者に求められる資格はどのようなものですか。

Q35 家庭的保育における食事は、弁当持参は認められますか。自園調理を行わなければならないとすれば、保育者の負担が重くなるのが懸念されますが、保育者とは別に調理員を置けるのでしょうか。

P.44

P.45

事業所内保育 に関すること

Q36 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか。

P.45

Q37 複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となりますか。

Q38 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となった場合、従業員の子どもも含め、給付の対象になるのでしょうか。また、従業員の子どもの給付と地域の子どもの給付ではその水準に差が設けられるのでしょうか。

P.46

Q39 従業員の子どもの保育料を、地域の子どもの保育料よりも安く設定することは認められますか。

Q40 年度途中で従業員の子どもの保育利用の希望があった場合であって、従業員枠が既に埋まっているような場合、地域枠を活用するなどして受け入れることはできますか。

Q41 事業所内保育所を従業員枠で利用する子どもに対する給付は、どこから受けられるのでしょうか。子どもが居住する市町村からでしょうか、それとも事業所内保育所が所在する市町村からでしょうか。

Q42 事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもについても、保育認定を受ける必要がありますか。また、保育認定を受けることができない程度の短時間勤務従業員の子どもの従業員枠を利用することは可能でしょうか。

P.47

Q43 事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもも、利用調整の対象となるのでしょうか。

居宅訪問型保育 に関すること

Q44 新制度に基づく給付の対象となる居宅訪問型保育事業の認可基準はどのような内容でしょうか。また、居宅訪問型保育事業の利用が認められるのはどのような場合ですか。保育認定を受ければ利用可能ですか。

P.48

Q45 居宅訪問型保育事業の場合、定員設定をどのように行うのでしょうか。

一時預かり事業 に関すること

Q46 職員の配置については、幼稚園の学級を担任している教員とは別に専任の職員を配置する必要がありますでしょうか。学級の定員に余裕があり、配置基準を満たす場合は、学級担任があわせて担当することは可能でしょうか。

P.48

利用者支援事業 に関すること

Q47 事業に従事するに当たり、職員は必ず研修を受講しなければならないのですか。

P.49

Q48 子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業において、訪問型の子育て支援事業(いわゆる「ホームスタート」事業など)は実施できますか。

放課後児童クラブ に関すること

Q49 放課後児童クラブの対象年齢が小6まで引き上げられました。小6まで受け入れなければならないのでしょうか。

P.49

Q50 放課後児童支援員になるための要件にはどのようなものがありますか。

P.50

Q51 放課後児童支援員の配置数の基準はどのようなものですか。

利用者負担 に関すること

Q52 幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いは、新制度ではどうなりますか。

P.50

Q53 上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。

Q54 月途中で入退所した場合の利用者負担の日割り計算方法については、どのように計算されますか。保育所から幼稚園(又はその逆)など異なる施設、事業への変更の場合はどうなるのでしょうか。

P.51

Q55 利用者負担の切り替え時期はいつになりますか。

Q56 幼稚園の学則(園則)や幼保連携型認定こども園の園則において、保育料(基本負担額)や上乗せ徴収(特定負担額)、実費徴収といった利用者負担はどのように記載すれば良いのでしょうか。

Q57 保育必要量や認定区分が月途中で変更した場合、利用者負担は月途中で変更となり日割りとなるのでしょうか。それとも翌月からの変更となるのでしょうか。

P.52

Q58 以下のような場合に、施設型給付や利用者負担はどのような扱いになりますか。

- ①教育標準時間認定の子どもの長期休業中
- ②母親の里帰り出産等による帰省中に当初の施設・事業所と異なる施設・事業所を利用する場合
- ③病気等で長期にわたって欠席する場合

利用定員・認可定員 に関すること

Q59 認可基準を下回らない範囲内であれば、年度当初から、利用定員を上回る受け入れを行うことは認められますか。

Q60 利用定員は、年齢別に設定する必要がありますか。また、保育標準時間・短時間ごとに設定する必要がありますか。

P.53

Q61 定員を超えて受け入れをしていますが、施設型給付は支払われるのでしょうか。

その他

Q62 各施設・事業者の確認について、広域利用がある場合には、利用者の居住する複数の市町村から確認を受ける必要がありますか。

Q63 「保育必要量や認定区分が月途中で変更した場合の利用者負担については、翌月から変更後の利用者負担を適用する」とのことですが、実際の利用の取り扱いはどうすべきでしょうか。変更前の認定区分による利用でよいでしょうか。それとも、変更後の認定区分による利用とすべきでしょうか。

P.54

幼稚園 に関すること

Q1

利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。

新制度は、保護者等のニーズとその選択に応じた多様かつ総合的な子育て支援を進めることを目的としており、共働き家庭の幼稚園利用の希望にも応えられるような制度設計を行っています。

具体的には、夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、その選択により、幼稚園を利用することが可能な仕組みとしています。この場合は、教育標準時間認定（いわゆる1号認定）を受けて教育標準時間に係る施設型給付を受けつつ、教育標準時間の前後の預かりニーズについては、「幼稚園型」の一時預かり事業を利用することが基本となります。

Q2

子ども・子育て支援新制度への移行は、いつでも選択できるのでしょうか。

私立幼稚園が新制度に移行する時期は、施行時に限られるものではなく、いつでも可能です。少なくとも施行当初においては、毎年、事業者の意向を確認する方針です。ただし、法人格（学校法人、社会福祉法人、宗教法人等の法人の種類は問いません。）を有しない個人立幼稚園は、特例措置により、施行時点においてのみ、施設型給付を受ける対象施設としての「みなし確認」を受けることができることとされているため、新制度の施行後に施設型給付を受ける園に移行するためには、法人格の取得が必要となります（ただし、個人立であっても幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園に移行する場合にのみ、施設型給付を受けることができます）。

Q3

いったん施設型給付を受ける施設として確認を受けた幼稚園が、その後、確認を辞退することはできますか。

可能です。確認を辞退する手続きには、手続き上3か月以上の事前予告期間が必要です。また、市町村の確認を辞退した後に、都道府県の私学助成の一般経常費補助をいつから受けることができるか等については、都道府県の運用により異なりますので、市町村・都道府県と十分に余裕を持って相談する必要があります。

幼稚園 に関すること

Q4

応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースがあるのでしょうか。

特定教育・保育施設は、保護者から正式の利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされており、「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合を基本としています。

定員を上回る利用の申し込みがあった場合、教育標準時間認定子どもについては各園で選考を行うことが可能です。その場合①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考等の方法により、あらかじめ選考方法を明示したうえで行うことが求められます。保育認定子どもについては、市町村が利用調整を行います。定員を上回る利用要請等に対する選考も、優先利用の考え方に従うこととなります（このほか、小規模保育事業等の卒園後の受け皿となる連携施設については、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定し、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを明示する等のルールを市町村が定めることが想定されています）。

また、正当な理由に該当する「その他特別な事情がある場合」については、

- ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入能力・体制との関係
- ・教育・保育提供エリアの設定との関係
- ・利用者負担の滞納との関係

などについて、慎重に整理し、その運用上の取扱いについて示しております。詳しくは平成26年9月11日都道府県等説明会資料6-5をご参照ください。

Q5

幼稚園や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼稚園の廃止の認可を受けることが必要でしょうか。

幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行する場合には、学校教育法第4条第1項に基づく幼稚園の廃止の認可と認定こども園法第17条第1項に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可の両方が必要となります。

幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行する場合には、これらの手続のほか、認定こども園法第3条第1項又は第3項に基づく従前の幼稚園型認定こども園としての認定が不要となる旨を申し出ることが必要となります（認定権者においては、申し出に応じて従前の認定を撤回し失効させることとなります）。

Q6

幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのでしょうか。人口減少地域でも移行できるのでしょうか。

認定こども園への移行を促進するため、26年7月に公布した「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、幼稚園等が認定こども園への移行を希望する場合には、幼稚園等が認定こども園の認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定が行われるよう特例を設けています。

なお、この特例が適切に実施されるよう、事務連絡を発出し、都道府県等に対して周知を行っています。

〈参考〉

- ・幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について（依頼）（平成25年12月18日事務連絡）
- ・認定こども園への移行について（平成26年4月1日事務連絡）

主な相違点は以下の通りです(ただし、都道府県の条例等により、これと異なる場合があります)。

【法的性格】

幼保連携型認定こども園は、「幼保連携型認定こども園」として認可を受けた施設であり、「学校」と「児童福祉施設」の両方の性格を有します。一方、幼稚園型認定こども園は学校教育法に基づく「学校」である幼稚園と、保育機能施設により構成されるタイプなどがあります。このような違いはあるものの、いずれも教育基本法上の「法律に定める学校」である点は同じです。

【認可・認定権限】

幼保連携型認定こども園の場合、都道府県(政令指定都市又は中核市に所在する場合は、当該政令指定都市又は中核市)から認可を受けることが必要です。一方、幼稚園型認定こども園の場合は、都道府県から、幼稚園としての認可と認定こども園としての機能を有することの認定を受けることが必要です。

【職員の資格】

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則です(但し、新制度施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置あり)。一方、幼稚園型認定こども園においては、満三歳以上の子どもの保育に従事する場合は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが望ましいが、いずれかでも可としています(但し、学級担任は「幼稚園教諭免許状」を有しなければならない。また、長時間利用児の保育に従事する者は「保育士資格」を有しなければならない)。また、満三歳未満に満たない子どもの保育に従事する場合は、「保育士資格」を有することが必要です。

【園長の資格】

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その園長は、「教諭免許状(専修免許状又は一種免許状)」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、5年以上の一定の教育職・児童福祉事業の経験者であることが必要です(但し、これと同等の資質を有する者も認める)。一方、幼稚園型認定こども園の長の資格は、幼稚園の園長として、「教諭免許状及び5年の教育職経験」又は「10年の教育職経験」を有することが原則です(但し、同等の資質を有する者等も認める)が、具体的には、認定権者である各都道府県が条例で定めるところによります。なお、幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であることから、園長は1人となります。

【施設設備基準】

幼保連携型認定こども園の認可基準については、平成26年4月30日に公布された「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)を踏まえ、認可権者が条例で定めます。なお、同基準において、幼稚園等の既存施設から移行する場合には、特例措置が設けられています。幼稚園等の既存施設から移行する場合、調理室を含め、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園とでは、基本的には施設設備基準に違いを設けないこととしています。

この他、土曜や長期休業期間の開所の義務等については、幼稚園型認定こども園は、幼保連携型認定こども園と比べて、より地域の実情等に応じた弾力的な対応が可能と考えています。

幼稚園 に関すること

Q8 幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。

入園料については、基本的には、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として、所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となります。また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、従前の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「特定負担額(上乘せ徴収)」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担(基本負担額)及び特定負担額(上乘せ徴収)とは重複のないように設定する必要があります。新制度移行後も入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、

①教育・保育の対価としての性質

②入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価としての性質

の大きく2つに分けられると考えます。(なお、入園の権利を保証するため、これらとは別に費用を徴収することは、一定の利用者負担により標準的な内容の教育・保育の利用を保証しようとする新制度の趣旨に鑑みると適切でないと考えられます。)このうち①については、特定負担額として一定の要件の下で徴収することが可能であり、特定負担額の徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。特定負担額の徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ観点からも重要と考えられます。上記の②に該当する、入園受入れの準備や選考など入園にかかわる事務手続に要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乘せ徴収や実費徴収などのルールの対象外ですが、これらに要する費用を徴収する場合にも、同様に、徴収時期や返還条件などについて保護者とトラブルのないよう、事前に入園申し込み者に対して説明・同意を得ておくことが必要と考えます。また、既入園者が既に納付している入園料等がある場合、新制度の下で徴収する負担額(基本負担額・特定負担額)とで重複することとなる分については、特定負担額として新たに徴収しない、又はその一部を返還・相殺する、基本負担額から減算する等の対応をとることが適当と考えられ、具体的な内容は各園で既入園の保護者との話し合いで決めることが必要と考えられます。ただし、就園奨励費の対象となっていた経費の一部を返還する対応とする場合には、国庫返納等の手続きが必要となる場合があります。こうした観点に鑑みると、新制度の下で入園時に行う費用徴収を「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を明示して保護者へ説明することが適当と考えられます。

Q9 新制度に移行した私立幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。

従前どおり行うことができます。

実施する場合の財政支援については基本的には、市町村の行う地域子ども子育て支援事業のひとつである「一時預かり事業(幼稚園型)」となり、在籍園児を対象として行う教育時間前後の預かり保育活動に対して、市町村による事業受託又は補助を受けることとなります。この場合の「市町村」は在籍園児の居住地市町村のことであり、市町村との事業実施に係る契約等が必要となることから、市町村における現状把握と、幼稚園側からの市町村への働きかけが必要となってくるものと考えられます。

新制度に移行した幼稚園が、仮に、市町村からの一時預かり事業(幼稚園型)の受託等を受けられなかった場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園については、経過的な措置として、引き続き私学助成の預かり保育補助の補助対象とできることとしていますが、できる限り、一時預かり事業へ円滑に移行できるよう支援していくこととしています。

Q10

幼稚園での3歳未満児の受け入れについてはどのような扱いとなりますか。

幼稚園（認定こども園を含まず）において、学校教育として、利用定員を設け、施設型給付の対象とできるのは、満3歳以上の子どもに限られます。

満3歳未満児の受け入れについては、その受け入れの形態（親子登園なのか、子どもだけの預かりもやるのか）、実施頻度（毎日、週3日、月2回程度・・）、保護者の就労状況などによっても異なりますが、例えば

- ・「一時預かり事業（幼稚園型）」の実施要件を満たして市町村から事業受託等を受けて、園外児の一時的な預かりとして実施する

※園児がごく少数の場合、幼稚園型において実施することが可能

- ・「地域子育て支援拠点事業」の実施要件を満たして市町村から事業受託等を受けて、親子の交流の場の提供等のメニューとして実施する

- ・「小規模保育施設」等を併設して又は「家庭的保育」として3号認定子どもの定員を設定して保育を行い、地域型保育給付の対象とする（利用には3号認定が必要）

- ・認定こども園となり、3号認定子どもの定員を設定して保育を行い、施設型給付の対象とする（利用には3号認定が必要）

といった選択又はその組合せがあり得、各園や地域の実情に応じて実施いただくことになります。また、新制度による支援を受けることなく、付随事業・収益事業として地域のニーズに応えた事業を引き続き任意に行っていくことも、差し支えありません。

なお、一時預かり事業（幼稚園型）も含め、満3歳未満の子どもに対して保育を実施する場合には、原則として保育士資格が必要となることに留意ください。

Q11

施設型給付を受ける私立幼稚園に対する国の私学助成の取扱いはどうなるのでしょうか。

私学助成の一般補助は基本的に実施ませんが、国のメニューのうち一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援については、引き続き実施します。また、特別補助については、国のメニューとしては、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援を引き続き実施します。預かり保育推進事業については、市町村の一時預かり事業が円滑に実施されない特別の事情がある場合の過渡的な措置として実施します。

Q12

新制度に入って施設型給付を受ける場合であっても、これまでどおりの建学の精神に基づく特色ある幼児教育を行うことはできますか。教育内容に制約を受けることはありますか。

私立幼稚園が園児に対して行う幼児教育の内容は、新制度に入る・入らないにかかわらず、幼稚園教育要領（幼保連携型認定こども園となる幼稚園については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）に則って実施していただくことを前提として、各園の建学の精神に基づき行われるものであり、新制度に入るからと言って、教育内容に制約を受けることはありません。

なお、施設型給付を市町村から受ける施設として確認を受けることに伴い、正当な理由なくして申し込みを拒んではならないという制約を受けませんが、定員を超えた申し込みについては、あらかじめ保護者に選考方法を明示したうえで、選考が可能です。